

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり、会議記録を公表します。

会 議 名	令和3年度高松市障害者施策推進懇談会（第1回）
開 催 日	令和4年3月2日（水）
開催場所	書面開催
議 題	(1) 高松市障害者施策推進懇談会会長の選任について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席委員	伊藤委員 稲毛委員 井上委員 鎌野委員 川村委員 香西委員 五郎丸委員 近藤委員 坂井委員 高橋委員 武田委員 谷本委員 長谷川委員 前田委員 湯浅委員
関係者	0人
傍 聴 者	0人（書面開催のため）
担当課 及び連絡先	障がい福祉課 (087) 839-2333

会議経過及び会議結果

次のとおり会議を書面にて開催し、議題について回答があった。

議題（1）高松市障害者施策推進懇談会会長の選任について

坂井委員 14票、無回答 1票

上記結果により、坂井委員が会長に選出。

議題（2）その他

たかまつ障がい者プラン（2018（平成30）年～2020年度）の実績報告 について

説明資料「事務局説明（たかまつ障がい者プランの達成状況等）」及び

資料1-1 障がい者の状況について、資料1-2 施策の進捗状況

資料1-3 障害福祉計画の達成状況

資料1-4 障害福祉サービス等の利用実績等、について質疑や意見

障がい者（児）施策への具体的な取組状況について

資料2「障がい者（児）施策への具体的な取組状況について」及び

資料3「障害のある方のための災害対応のてびき」について質疑や意見

会議経過及び会議結果

【質疑応答・意見等内容要旨】

- (A 委員) 「たかまつ楽楽ボード」や「障がいのある方のための災害対応のてびき」等、障がいを持つ方が生活しやすい街づくりが、形になってきていると考える。これらを、市民の方がより使いやすくするためにも、ホームページへのアクセスではなく、携帯アプリで確認できるようにすれば、便利になると思う。
- (事務局) 現在のところ、携帯アプリの作成について取り組む予定はないが、御意見の趣旨を踏まえ、「たかまつ楽楽ボード」や「障がいのある方のための災害対応のてびき」等について、市民に周知する際には、QRコードを添付するなど、携帯電話から簡単にアクセスできるよう、工夫していく。
- (B 委員) 資料 2 の p5 「障がいのある方のための災害対応のてびき」について、当事者向けの「てびき」となっているが、今後、支援する側（地域住民など）に向けた冊子が作成できれば良いと感じる。
- (事務局) 「障がいのある方のための災害対応のてびき」は、障がいのある方だけでなく、支援者となることが見込まれる御家族や地域コミュニティの方にも、是非、御活用いただきたいと考えている。そのための改善点等、お気付きの点があれば、改めて伺いたい。
- (B 委員) 上記、「障がいのある方のための災害対応のてびき」も同様だが、市が作成した配布物について、高松市障がい者基幹相談支援センターでも、その周知に連携できればと思う。例えば、資料 2 の取り組み（動画、合理的配慮助成金ほか）も、相談支援事業所へ情報提供できれば良いと思う。
- (事務局) 本市が行う周知や情報提供について御協力いただけるとのこと、是非お願いできれば。
- (B 委員) 資料 1-2 施策の進捗状況 p9。苦情解決窓口の設置（一番下）は、施設・事業所の実地指導（同ページ一番上）を実施しないと、窓口を設置しているか分からないのか。

会議経過及び会議結果

(事務局) 苦情解決窓口の設置につきましては、障害福祉サービス事業所の指定申請の時点で確認しており、設置のない場合には、個別に指導している。

この施策目標については、苦情相談窓口が適正に機能しているかどうかを確認する目的で設定しているもので、その確認には、事業所へのヒアリングや記録等のチェックが不可欠であることから、実地指導の件数を実績としているところ。

(C委員) コロナ禍のため、評価D項目が多くなっているが、その対策として、ホームページ・SNS等による事業の広報に取り組むとの記入が多い。ホームページやSNSを閲覧出来る人は限られていると考えられるので、御高配ください。

(事務局) 重要なお知らせ等は、今後とも、個別通知はもとより、「広報高松」やチラシのほか、関係する団体や事業所等の御協力をいただきながら、漏れなくお知らせできるよう、きめ細かく取り組んでいきたい。

(D委員) 高松市の障害者の法定雇用率 (R3. 3. 1) 2.6%の達成見込み

(事務局) 近年の状況については、令和2年度2.06% (令和2年6月1日現在)、令和3年度2.31% (令和3年6月1日現在)であった。引き続き、障害者活躍推進計画に基づき、個別の満足度調査やアンケートの実施等により、職場環境の改善等にも取り組む中、早期の法定雇用率の達成に向け、取り組んでいきたい。

(D委員) 高松市の障害者差別解消法における合理的配慮に対する取り組み事例 (法的義務)

(事務局) 令和3年度においては、主に次の各事業に取り組んだところ。
・「たかまつ楽楽ボード」(店舗向けコミュニケーション支援ボード)の作成・配布等
・「障がいのある方のための災害対応のてびき」の作成・配布等
・「合理的配慮の提供を支援する助成金」の事業者等への交付

会議経過及び会議結果

(事務局) ・啓発動画「広げよう手話の輪」の駅・市施設設置のデジタルサイネージでの放映

なお、これらの事業については、「資料2 障がい者（児）施策への具体的な取組状況」も、あわせて御参照いただきたい。

(E委員) 地域共生社会を目指し、官と民が協力し合い、同じ目線で様々な取組を考え、実現していかなければならないと思う。現実には、厳しい状況下にある。市民たちが障がいをもつ人たちと関わる機会がないため、どう関わっていいのかわからないのが現状。いざ！といった時に、お互いが助け合える努力をしていくことが必要だと思う。

(事務局) 本市においては、「たかまつ障がい者プラン」の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現」に向けて、様々な取組を行っている。

特に、次代の地域社会を担うべき子どもたちに向けた発信は重要と考えており、昨年度からは、市内の小学生を対象に、当事者である聴覚障がい者を講師として学校に派遣し、手話及び聴覚障がい者に関する講演や手話体験を行う出前講座を実施している。

また、来年度においては、手話の出前講座の対象を中学生等にも拡大し、継続実施するほか、新たに市内の小学生等を対象に、パラアスリートや補助犬を招いて教室を開催するなど、今後とも、障がいに対する理解を深める機会を、積極的に設けていく。

(F委員) 私が主に関わるのは、中途失聴や難聴者だが、障害等級にかからない難聴者は、自分のことを、自分やその家族もはっきりと認識表明ができないため、精神的に非常に苦しむ、又、それを外に向けてきちんと説明しづらいために、二次障害ともいえる状況になっている方の相談も受けたりする。そういう方面で、役に立てることができたらと思う。

会議経過及び会議結果

- (事務局) 日頃から、コミュニケーションに障がいのある方への相談等に応じていただいておりますこと、感謝いたします。
- 本市においては、「手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」に基づき、言語としての手話や、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について、市民や事業者等の理解を深めるため、様々な施策・事業に取り組んでいる。
- 特に、昨年度は、地元のシンガーソングライターや、高校の手話部の協力を得て、啓発動画「広げよう手話の輪」を作成し、YouTubeの「高松ムービー（動画）チャンネル」や、ケーブルテレビで放映するなど、若者等を含めた広い世代に向けた発信に、また、本年度においては、高松中央商店街や香川大学の協力を得て、指差しにより意思表示できる、店舗向けコミュニケーション支援ボード「たかまつ楽楽ボード」の作成・活用に、それぞれ取り組んだところ。
- 来年度においては、指定避難所に配置する、災害時用のコミュニケーション支援ボードの作成にも取り組む予定にしており、今後とも、言語としての手話や、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に向けて、鋭意、取り組んでいく。